

第5章 証券市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の制定

I 経緯

金融審議会金融分科会第一部会は平成16年9月から、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を行い、17年7月7日にいわゆる投資サービス法（仮称）の基本的考え方等を示した「中間整理」をとりまとめた。同年9月中には、「中間整理」について広く意見募集を行ったところ、金融関係団体や弁護士会等の意見も含め、100を超える意見が寄せられた。

第一部会では、これらの意見も参考としつつ、投資サービス法の法制化に向けて、主要論点等に関する検討が進められた。12月22日、第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」がとりまとめられ、証券取引法を改組し、投資サービス法を制定することが適当であるとされた。

18年に入り、いわゆるライブドア事件を契機として、我が国市場に関し様々な課題がうかびあがった。これを受け、自民党金融調査会・企業会計に関する小委員会において「公正で透明な市場の構築に向けて」（2月17日）が、また、公明党金融問題調査委員会においても「公正・透明な証券市場の実現に向けた緊急対策に関する申し入れ」（2月16日）がとりまとめられた。

金融庁は、こうした経緯を踏まえ、「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2本の法案を3月13日に国会に提出した。これらの法案は、衆議院（財務金融委員会）及び参議院（財政金融委員会）における審議を経て、6月7日に可決成立し、6月14日に公布された。

なお、衆議院財務金融委員会（5月12日）及び参議院財政金融委員会（6月6日）において、附帯決議が付されている。（資料5-1-1～2参照）

II 法改正の概要

「証券取引法等の一部を改正する法律」等は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的な法制として、証券取引法を改組して金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）とする等の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とするものであった。（資料5-1-3～5参照）

主な改正の内容は、以下のとおりである。

1. 投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度の整備

（1）法律名の改正

証券取引法の題名を「金融商品取引法」に改正した。

(2) 規制対象商品の拡大

集団で投資を行う契約(「集団投資スキーム」)に関する権利について、有価証券としての包括的な定義規定を設けたほか、抵当証券、信託受益権の全般を規制対象とした。さらに、デリバティブ取引の定義に有価証券以外の資産を原資産とするものも含め、天候デリバティブ取引、クレジットデリバティブ取引、金利スワップ取引などを新しく規制対象とした。

(3) 業規制の横断化・柔軟化

有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、資産運用・助言及び顧客資産の管理に係る業務を「金融商品取引業」と位置づけ、原則登録制とするとともに、その業務内容に応じた登録拒否要件を整備した。

これにより、現行の証券業(証券取引法及び外国証券業者に関する法律)、金融先物取引業(金融先物取引法)、抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律)、信託受益権販売業(信託業法)、商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律)、投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律)、投資一任契約に係る業務(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律)、投資信託委託業及び投資法人資産運用業(投資信託及び投資法人に関する法律)が、金融商品取引業に統合された。

また、新たに集団投資スキームの自己募集(設定者自身による販売・勧誘)等について、規制対象業務とした。

(4) 行為規制の横断化・柔軟化

金融商品取引業者に対しては、契約締結前の書面交付義務や適合性原則をはじめとして、利用者保護のための行為規制が整備された。

また、顧客がプロ(特定投資家)である場合には、契約締結前の書面交付義務等を適用除外とするなど、行為規制の適用を柔軟化することとした。

(5) 投資性の強い預金・保険・信託、不動産特定共同事業、商品先物取引

銀行業・保険業・信託業については、各業法において高度な業規制が課されていることから、金融商品取引法の直接の対象とはしていないが、同じ経済的性質を有する金融商品・サービスには同じルールを適用するとの考え方の下、投資性の強い預金・保険・信託については、金融商品取引法と同等の行為規制が適用されるよう、各業法を改正した。

また、不動産特定共同事業については、不動産特定共同事業法におい

て、不動産の特性を踏まえた固有の規制が多く定められていること、商品先物取引については、商品市場に関する制度としての側面があることを踏まえ、商品取引所法において規制されていることから、引き続きこれらの法律において規制することとしているが、これらの取引についても、金融商品取引法と同等の行為規制が課せられるよう、法改正を行った。

2. 開示制度の拡充

(1) 公開買付制度の見直し

我が国における企業合併・買收件数の急速な伸びを踏まえ、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等についての措置を講じた。

(2) 大量保有報告制度の見直し

機関投資家に認められている特例報告に係る報告期限・頻度の見直し、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化等の規定の整備等を行った。

(3) 四半期報告制度の法定化

これまで取引所の自主ルールに基づいて行われている上場企業の四半期開示を、法定の制度として位置づけた。

(4) 財務報告に係る内部統制の強化

財務報告に係る内部統制の有効性に関し、経営者による評価と公認会計士による監査を義務化するとともに、これに関する確認書の提出を義務付けることとした。

3. 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則強化等

(1) 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則引上げ

規制の実効性を確保するため、証券取引法において最も高い法定刑が定められている風説の流布・偽計や相場操縦等の不公正取引や、有価証券届出書等の虚偽記載については、

① 個人については、現行の「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金」に

② 法人（両罰規定）については、現行の「5億円以下の罰金」から「7億円以下の罰金」に

それぞれ引き上げることとした。

また、インサイダー取引等については、

① 個人については、現行の「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」

- から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に、
- ② 法人（両罰規定）については、現行の「3億円以下の罰金」から「5億円以下の罰金」に、それぞれ引き上げることとした。

(2) 課徴金の対象範囲の拡大

いわゆる「見せ玉」行為を顧客が行う場合には、現行法上は相場操縦行為として刑事罰の対象とされているが、これを新たに課徴金の対象とした。また、証券会社が自己の計算で行う「見せ玉」行為について、新たに、相場操縦行為として刑事罰・課徴金の対象とした。

4. 取引所における自主規制機能の強化等

(1) 取引所における自主規制機能の強化

取引所の自主規制機能の遂行の独立性を確保するため、自主規制業務を担う機関として、「自主規制法人」（別法人）の設立、又は「自主規制委員会」（同一法人内の別組織）の設置を可能とする制度を整備した。

(2) 取引所の自社株上場についての規定の整備

株式会社形態の取引所がその発行する証券を上場する場合の内閣総理大臣の承認制度を整備した。

(3) 取引所の主要株主規制

株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%以上の議決権の取得・保有を金融商品取引所、地方公共団体等を除き禁止することとした。

5. 施行日等

今回の法整備に伴う改正規定の施行日は、以下のとおりである。

- (1) 罰則引上げ等（上記3.）については、18年7月4日から施行された。
- (2) 公開買付規制の見直しや大量保有報告制度の見直し（上記2.（1）（2））については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内（18年12月13日まで）において政令で定める日に施行される。
ただし、大量保有報告に係る特例報告の頻度・期限の短縮、電子提出の義務化等については、公布の日から1年を超えない範囲内（19年6月13日まで）において政令で定める日に施行される。
- (3) 幅広い金融商品・サービスに関する規制の横断化・柔軟化（いわゆる金融商品取引法制の整備）（上記1.）や取引所の自主規制機能の独立性強化等（上記4.）については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内（19年12月13日まで）において政令で定める日に施行される。

ただし、四半期開示の法定化及び財務報告に係る内部統制の強化（上記２．（３）（４））については、20年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることとなる。

第2節 ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた取組み

I 金融審議会第一部会公開買付制度等ワーキング・グループ報告「公開買付制度等のあり方について」

近年、我が国における企業再編行為等の件数は増加しており、その態様も多様化している。このように多様化する企業再編行為等の局面における証券取引の透明性・公正性を確保する等の観点から、公開買付制度のあり方について検討が必要となった。

また、合併・買収に至らない株式の大量取得の事例も増加しており、大量保有報告制度のあり方についても検討が強く求められた。

このような動向等を踏まえ、平成17年7月7日に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会の「中間整理」においては、公開買付規制及び大量保有報告制度のあり方について検討を行うこととされた。

これを受けて、金融審議会第一部会の下に設置された「公開買付制度等ワーキング・グループ」では、公開買付制度のあり方について、11回にわたる審議が行われ、同年12月22日に金融審議会第一部会に報告書が提出された。

(資料5-2-1参照)

同報告書において提言がなされている事項のうち、法律上の手当てが必要なものについては、「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」において所要の見直しが行われた。

具体的には、公開買付制度について、まず、脱法的な態様の取引に対応するため、市場内外における買付けなどの取引を組み合わせた急速な買付けの後、所有割合が3分の1を超えるような場合に公開買付規制の対象となることを明確化した。

次に、投資者・株主に的確な判断材料を提供し、応募の是非を熟慮の上に判断してもらう観点から、対象会社による意見表明の義務化、対象会社が公開買付者へ質問する機会の付与、公開買付期間の伸長などの措置を講じている。

第三に、公開買付者の過剰なリスクを軽減する観点から、いわゆる買収防衛策が発動された場合等について、公開買付けの撤回や条件変更の柔軟化を図っている。

さらに、投資者・株主間の公平性を確保する観点から、買付け後の所有割合が3分の2を超えるような公開買付けについては、あん分比例方式による部分的公開買付けを認めず、全部買付けを義務付けている。

大量保有報告制度については、機関投資家に認められる特例報告の制度について、

① 報告期限・頻度を現行の原則3ヶ月ごと15日以内から2週間ごと5営業日以内へと短縮する

とともに、

② 特例報告制度が適用されない「事業支配目的」について「事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を行う目的」へと明確化を図っている。

また、証券市場の効率性向上等の観点から、大量保有報告書の電子提出を義務化し、E D I N E T（電子開示システム）を通じた迅速な公衆縦覧の一層の促進を図っている。

II E D I N E T（電子開示システム）の高度化に向けた取組み

「電子政府構築計画」（15年7月17日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。16年6月14日一部改定）に基づき、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」を17年6月に策定。その中で、E D I N E Tに関するX B R L（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築等を基本理念として、18年3月に「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」を策定した。

III 公認会計士等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督に努めてきた。

17事務年度においては、17年9月に公認会計士2名、18年3月に監査法人1法人、公認会計士7名、18年5月に監査法人1法人、公認会計士4名を、公認会計士法に基づき処分した。

第3節 その他証券市場等に関する各種施策

I 証券市場の整備等

1. 証券取引所の監督をめぐる動き

インターネット取引を利用する個人投資家の増加等により、証券取引所のシステムに対する負荷が増大したことなどから、昨年来、証券取引所においてシステム障害が相次いで発生した。また平成17年12月には、東京証券取引所において大規模な誤発注が発生し、同取引所の売買システム等にも問題が認められた。こうした経緯により、証券取引所のシステムを始めとする態勢について、その処理能力を国際的にも遜色ない水準まで高め、安定的な運営を確保する必要性が強く認識されるに至った。

こうした中、金融庁では、東京証券取引所に対して業務改善命令を発出したほか、証券取引所を巡る昨今の諸問題について、国際的な視点等も踏まえた上で、専門的立場から検討・アドバイスを得るため、外部の有識者から金融担当大臣が直接意見を聞く場として「証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会」を18年2月以降開催し、3月末には、「証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理」及び「証券取引所システム整備等に関する工程表」をとりまとめ、公表したところである。

2. 証券決済システムの改革に向けた取組み

(1) 経緯

平成元年のG30の勧告（注1）を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。我が国でも、証券取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会において12年6月27日に答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」が取りまとめられ、証券決済システム改革に官民一体で取り組んできた。

金融庁では、法務省や財務省等の関係省庁とともに、決済リスクを削減するための法制度の整備として、13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、14年の「証券決済制度等の改革による証券市場整備のための関係法律の整備等に関する法律」により社債、地方債や国債等について、16年の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「株式等決済合理化法」という。）により株式等について、振替制度の整備を行うことによって、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度の整備を推進してきたところである。（注2）

(注1) G30 (Group of Thirty) とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクである。このG30が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を元年に公表して、世界的な反響を呼んだ。

(注2) このうち、CPは15年3月から、国債は15年1月から、社債、地方債等は18年1月から振替制度が稼動した。

(2) 一般債振替制度の稼動

社債、地方債等の振替制度である一般債振替制度が、18年1月に稼動した。

この稼動に向け、これまで振替機関を中心とした市場関係者間において、システム構築及び事務フローの見直しのための協議が行われており、金融庁では、当該協議における検討事項のうち、法令に関わるものについての相談に対して適宜助言・回答をする等、法務省や市場関係者と密接に連携をとりながら、振替制度が予定どおり稼動するよう努めてきた。

また、投資信託受益権の振替制度である投信振替制度の19年1月の稼動に向けて、法務省や市場関係者と緊密な連携を図ってきた。

(3) 株式等振替制度への移行に向けた取組み

ア. 株式等振替制度の周知

16年6月に公布された株式等決済合理化法により、21年6月までに、上場会社の株式について株券のペーパーレス化を中心とする振替制度が稼動することとなった。

金融庁では、パンフレット等を用いた制度の周知等、一般投資家に対する新制度への円滑な移行に向けた実務界の対応をバックアップしてきた。

イ. 株式等の振替制度に係る政令・命令の整備に向けた準備作業

株式等決済合理化法のうち、株式等の振替制度に係る政令・命令の整備に向け、当該政令・命令で制定すべき事項のうち関係者間で検討を要するものについて、前年に引き続き法務省や市場関係者等との間で協議を行ってきた。

II 国際会計基準等への対応 (資料5-3-1参照)

1. 会計基準のコンバージェンスへの対応

(1) 米欧間の動き

ア. EUは2002年7月に域内上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準(IFRSs)義務づけを決定。2005年よりIASの適用。

イ. 米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)

- B)は、2002年10月の合意（「ノーウォーク合意」）に基づき、コンバージェンスに向けた取組みを開始。
- ウ. EUは、2004年6月に日・米・加の会計基準と国際会計基準の同等性評価プロセスを開始。
- エ. 米国証券取引委員会（SEC）は、2005年5月に米国市場においてIFRSsを使用する外国企業に対して要求されている数値調整を2009年までに解消することを目標とする「ロードマップ」を2005年4月に公表。
- オ. これに沿って、2006年2月にIASBと米国FASBは、2008年までのコンバージェンスに向けた覚書（MOU）を公表。

（2）日欧間の動き

- ア. 2005年1月、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準審議会（IASB）との間で、会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトに合意。2005年3月に第1回、2005年9月に第2回会合を開催。
- イ. 2006年3月共同プロジェクトの第3回会合において、コンバージェンスの加速化に合意。（資料5-3-2参照）

（3）日米コンバージェンスの動き

- ア. 2005年5月に金融庁とSECとの会談において、ASBJと米国FASBとの間の対話の強化を支持することを表明。
- イ. これを受けて、2006年5月に、国際的なコンバージェンスの促進に向けたASBJとFASBの間で第1回定期協議を開催。2006年11月に、第2回定期協議をノーウォークで開催予定である。（資料5-3-3参照）

2. 欧州連合（EU）による日本の会計基準に係る同等性評価

EUにおいては、EU指令に基づき、域内上場企業に対して2005年1月より、IFRSsが適用開始されたことに伴い、外国企業に対しても、今後、IFRSs（又はこれと同等の基準）の適用を義務付けることとしている。

これを受け、欧州委員会（EC）は、日・米・加の各会計基準について、IFRSsとの同等性評価を開始した。その一環として、2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が、日・米・加の会計基準と同等性評価について全体として「同等」としつつも、一定の補完措置（会計基準の重要相違に係る追加的情報開示）を要求する（日本基準：26項目、米国基準：19項目、カナダ基準：14項目）技術的助言を公表した。

その後、ECは、米国の調整措置解消に向けた動き、金融庁等の関係者の意見を踏まえつつ、同等性評価の延期について検討。当初2007年1月と

されていた外国企業への I F R S s（又はこれと同等の基準）の義務付けの時期を、日・米・加の会計基準を用いる域外企業については、2009年1月1日までは、数値調整をすることなく、当該会計基準を引き続き用いることを容認する提案を公表した。

当該提案によると、今後、日・米・加の会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスの進展の程度については、ECによって注意深くモニターされ、遅くとも2008年4月1日までに、コンバージェンスの進展等について、ECから加盟国の財務省等の官房で構成される欧州証券委員会（ESC）に報告されることとされている。我が国会計基準の同等性が認められるように、国内の官民の関係機関と引き続き緊密に連携・協力して、適切な対応に努めていく予定である。

Ⅲ 公認会計士監査の充実・強化

1. 改正公認会計士法の施行と関連政府令等の改正

証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確保する等の観点から、公認会計士監査の充実・強化を図るため、①公認会計士の使命・職責の明確化、②公認会計士の独立性の強化、③監視・監督体制の充実・強化、④公認会計士試験制度の見直し等を内容とする公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号、以下「改正法」という。）が、平成15年5月30日に成立し、同年6月6日に公布された。（資料5-3-4参照）

17事務年度においては、改正法の18年1月1日一部施行（公認会計士試験制度の見直し等）に伴う、以下の関連政府令等の改正を行った。

- ① 公認会計士法施行令
- ② 実務補習規則
- ③ 業務補助等に関する規則
- ④ 公認会計士等登録規則
- ⑤ 公認会計士試験規則
- ⑥ 公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）

2. 「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」の取りまとめ公表

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、金融庁は、会計監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生しているとの認識の下、平成17年10月25日に標記の対応策を取りまとめ公表し、実施した。（資料5-3-5参照）

（1）公認会計士に係るローテーションルールの見直し

監査人の独立性確保と監査法人における監査の品質管理の徹底を図るため、現行の継続監査期間7年、インターバル2年となっているローテ

ーションルールについて4大監査法人の主任会計士においては、今後、継続監査期間5年、インターバル5年へと見直しを図るための所要のルール整備を、日本公認会計士協会に要請した。これを受けて、18年2月16日、自主規制措置としてこのローテーションルールが導入された。

(2) 品質管理基準の策定等

監査契約の締結から監査計画の策定、監査業務の実施、審査、監査報告書の発行に至る各段階において、監査の品質管理の強化を図るため、17年10月28日に企業会計審議会から品質管理基準を取りまとめ公表した。これに基づき、各監査法人は18年3月末までに品質管理システムを整備することとされた。

(3) 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

開示企業における財務報告に係る内部統制の強化を図るため、「証券取引法等の一部を改正する法律」（18年6月7日成立、同14日公布）による改正後の金融商品取引法において、当該会社の所属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した内部統制報告書を提出しなければならないこととされた。また、内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととされた。

3. 監査法人制度等の在り方についての検討

金融・資本市場の信認を確保し、その活性化を図っていくためには、企業財務情報の信頼性の確保が不可欠であり、会計監査の果たす役割は極めて重要である。

一方、会計監査をめぐっては、監査法人や公認会計士の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じており、会計監査の充実・強化に向けてさらに取り組んでいく必要がある。

このため、平成18年4月に金融審議会公認会計士制度部会を再開し、監査法人制度等の在り方について総合的な検討を開始した。

4. 監査基準等の整備

会計監査をめぐる監査法人の審査体制や内部管理体制などの監査の品質管理に関連する非違事例の発生や国際監査基準等における品質管理の向上及びリスク・アプローチの適用に係る基準の改訂等が精力的に進められるなどの国際的な動向等を踏まえ、企業会計審議会監査部会において、監査法人の品質管理の向上等に向けて監査基準の改訂等について審議を行い、平成17年7月に基準の公開草案を公表し、広く意見を求めた。その上で、寄せられた意見を参考にしつつ、更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、同年10月28日に、「監査基準の改訂に関する意見書」、「中間監

査基準の改訂に関する意見書」、「監査に関する品質管理基準に係る意見書」として公表した。

5. 公認会計士・監査法人の現況等

(1) 公認会計士登録数の現況

公認会計士試験に合格し、公認会計士又は会計士補となる資格を有することとなった者が、公認会計士又は会計士補として業務を行うためには、日本公認会計士協会に登録しなければならないこととされており、平成18年3月末現在の登録者数は公認会計士16,222人、会計士補6,419人、外国公認会計士4人となっている。(資料5-3-6参照)

(2) 監査法人の現況

監査法人制度は、組織的監査推進の観点から昭和41年に創設されたものであり、平成16年4月1日施行の改正法では、設立、合併等の手続きが認可制から届出制に変更され、監査法人数は18年3月末現在で162法人となっている。

また、近年の資本市場の国際的な一体化、企業統合等による監査の充実強化が一層強く求められており、このような要請を踏まえ、監査法人間の合併が行われている。この結果、監査法人の中で上位4大監査法人のシェアが高くなっており、所属の公認会計士数で見ると約81%（17年3月末現在）のシェアを占めている。

6. 日本公認会計士協会

(1) 設立目的

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士法に基づき、「公認会計士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うこと」を目的として設立された法人であり、公認会計士は同協会への加入を義務付けられている（公認会計士法第43条、第46条の2）。

(2) 事業内容

平成17事務年度中の活動は、第39回定期総会（17年7月5日開催）において承認された事業計画に基づき、①監査の充実に向けた対応、②新公認会計士試験制度への対応、③国際会計・監査基準への統合化問題への対応、④中小事務所等との連携強化及び業務支援等に重点をおいて実施された。

また、17年8月11日、綱紀事案処理における機動性等の確保と処分対象者の権利擁護のための綱紀事案処理体制の再構築、品質管理規準委員会、中小事務所等施策調査会の設置等を内容とする会則変更を行った。